

# 大阪府立中央聴覚支援学校 中学部 部活動に係る活動方針

令和2年4月実施

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校経営方針に基づいて教育課程との関連を図り、計画的・組織的に実施する教育活動である。

## 1. 部活動の目的

部活動の目的は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に係わる様々な人々や関連する各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化、科学等に親しむことを目指す。

## 2. 部活動の方針・運営について

- (1) 大阪府教育委員会「運動部活動あり方に関する方針（H30年9月）」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し公表する。
- (2) 年間の活動計画及び毎月の活動計画等を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。
- (3) 校長は、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置等、円滑に部活動を実施できるように努める。

## 3. 部活動の実施・指導について

- (1) 部活動の実施に当たっては、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン(H25年5月)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部顧問は、スポーツ医・科学の見地も含め、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。学校の管理下の部活動として、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。
- (3) 安全管理を徹底する為、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期する。また、「個別性の原則」を踏まえ、生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する。

## 4. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。週末は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とする。
- (4) 学校の休業日に練習試合等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (5) 朝の活動は、部顧問から申出があった場合に実施することができる。この場合、校長は生徒の過度の負担にならないことを確認し、許可をする。

## 5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」に則り、暑さ指数WBGT31℃以上では、運動は原則中止する。